

答 申

1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審査請求の趣旨

審査請求人が名張市情報公開条例（令和元年名張市条例第23号、以下「条例」という。）に基づき行った次の公文書公開請求（以下、「本件請求」という。）に対し、実施機関が行った公文書公開決定（以下、「本件決定」という。）の取り消しを求める。

公文書公開請求日：令和4年1月4日

請求内容：職員の氏名を個人情報であると判断した根拠となる公文書及び情報公開請求の決定に係る不服に対して情報公開条例に伴う審査請求を案内する根拠がわかる公文書

実施機関の処分：令和4年1月17日付け名人研第983号（公開決定）

3 実施機関の主張趣旨

実施機関は、本件請求を「職員の氏名は個人情報であると判断した根拠となる公文書」及び「情報公開条例に伴う審査請求をしてくださいと連絡した根拠が分かる公文書」を請求しているものと特定した。

情報公開にあたり職員の氏名を非開示とした理由は、名張市情報公開条例の逐条解説である「名張市情報公開条例の解釈及び運用」を参考に、職員の氏名が個人情報であり、かつ法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報との例外自由（同条例第7条第2号ア）に該当しないと判断したことにある。したがって、この判断の根拠となる公文書として、「名張市情報公開条例の解釈及び運用」を公開した。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその外縷々述べるけれども、いずれも本件決定の取消しを基礎付ける事実主張とは解されない。

4 審査請求人の主張要旨

本件請求の趣旨は、別件で部分公開されたサービスの宣誓書について、名張市職員が宣誓しているのに公正に誠実に公務を行っておらず、本当は宣誓していないのではないかという疑念の確認である。

審査請求人は、本件請求書に「公務は法令・規則・規定等に基づいて行われる

べきであるから、公文書を保有していないことを理由とする公文書不存在決定はあり得ず、真に公文書が存在しないのであれば、根拠のない公務に対しての説明責任があるため、文書による説明を求める」と記載した。したがって、実施機関は公正に誠実に公務を行わなければならないとした規則・規定等を公開し、併せてそのような規則があるのに公正に誠実に公務を行わない理由を説明をすべきである。

また、実施機関に対して、文書を特定するための面談を行うこと、別件で部分公開されたサービスの宣誓書の公開を併せて求める。

## 5 審査会の判断

### (1) 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の知る権利に基づく情報公開請求権を保障し、行政の市民に対する説明責任を果たすことにより、より一層開かれた市政を実現するとともに、市政運営をより公正かつ効率的に推進し、市政に対する市民の理解と信頼を確保するというものである。

条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な実施に著しい支障を生ぜしめたりして、市民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として公開しないことができる項目を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

### (2) 本件決定について

審査請求人は、本件請求書において、「職員の氏名を個人情報であると判断した根拠となる公文書」及び「情報公開請求の決定に係る不服に対して情報公開条例に伴う審査請求を案内する根拠がわかる公文書」の公開を求めている。併せて、本件請求書には、「公務は法令・規則・規定等に基づいて行われるべきであるから、公文書を保有していないことを理由とする公文書不存在決定はあり得ず、真に公文書が存在しないのであれば、根拠のない公務に対しての説明責任があるため、文書による説明を求める」という記載がある。

まず、「職員の氏名を個人情報であると判断した根拠となる公文書」及び「情報公開請求の決定に係る不服に対して情報公開条例に伴う審査請求を案内する根拠がわかる公文書」については、いずれも実施機関が公開した「名張市情報公開条例の解釈及び運用」に根拠と読める記載があり、公文書の特定と公開は妥当である。

次に、審査請求人は、審査請求書において、本件請求書における「公務は法令・規則・規定等に基づいて行われるべきであるから、公文書を保有していないこと

を理由とする公文書不存決定はあり得ず、真に公文書が存在しないのであれば、根拠のない公務に対しての説明責任があるため、文書による説明を求める」という記載の真意は、公正に誠実に公務を行わなければならないとした規則・規定等を公開し、併せてそのような規則があるのに公正に誠実に公務を行わない理由の説明を求めていると、本件請求書の読み方について独自の解釈を述べている。しかしながら、請求する文書は当初から公開請求書に明記しなければならず、本件請求書において公正に誠実に公務を行わなければならないとした規則等を求めているとは解せない。

したがって、本件請求は「職員の氏名を個人情報であると判断した根拠となる公文書」及び「情報公開請求の決定に係る不服に対して情報公開条例に伴う審査請求を案内する根拠がわかる公文書」を求めていると解釈するのが妥当であり、「名張市情報公開条例の解釈及び運用」を公開するとした本件決定についても妥当と判断する。

なお、上記（１）基本的な考え方にあるように、当審査会は公文書の公開非公開の可否を審査するものであり、実施機関における業務自体の是非を審査する権限を持たない。また、本件決定以外の決定に係る不服は当審査の対象外であることを申し添える。

### （３）結論

よって、審査会の結論のとおり答申する。

## 6 審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年 6月22日	諮問
令和4年 8月 5日	令和4年度第1回名張市情報公開・個人情報保護審査会 審査
令和4年 8月18日	答申

## 7 審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会長職務代理	木村 那津子	楠井法律事務所 弁護士

委 員	中野 栄蔵	名張市シルバー人材センター 理事長
委 員	高嶋 雅子	人権擁護委員
委 員	竹谷 和也	西日本電信電話株式会社 三重支店 ビジネス営業部長